

令和3年社会生活基本調査 匿名データの作成方針（案）

1 基本的な考え方

令和3年社会生活基本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、調査年次の特性に応じた措置を講ずる。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた社会生活基本調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

	調査票 の種類	調査本体の 標本の大きさ	リサンプ リング率	匿名データの 標本の大きさ
令和3年	調査票A	約78,000世帯	80%	約62,400世帯
	調査票B	約4,300世帯	80%	約3,500世帯

3 適用する匿名化処理

令和3年社会生活基本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

なお、新規及び廃止の調査項目は以下のとおり。

（1）新規の調査項目

- ① 慢性的な病気や長期的な健康問題（調査票A・B）
- ② 日常生活への支障の程度（調査票A・B）

（2）廃止の調査項目

- ① この日の天気はどうでしたか（調査票A・B）
- ② 住居の種類（調査票A・B）
- ③ 自家用車の有無（調査票A・B）

4 その他

匿名データの作成・確認表の作成をする際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を行う。